

JASDAQにおける有価証券上場規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、業務規程第1条の3第4項の規定に基づき、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうちJASDAQ（第2条に規定するJASDAQをいう。）における有価証券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、変更上場、上場市場区分の変更、上場廃止その他上場有価証券に関する必要な事項を定める。

- 2 この規程のうち、次項に掲げる規定以外の規定の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。
- 3 この規程のうち、第3条から第5条まで、第11条から第14条まで（第11条第4項及び第5項を除く。）、第16条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条（第1項を除く。）、第27条の2（第4項を除く。）、第28条、第34条、第36条から第46条まで、第53条、第58条及び第60条から第62条までの規定の変更は、自主規制委員会の決議により行う。
- 4 この規程のうち、第8条から第10条まで、第15条、第22条、第27条第1項及び第47条から第52条まで（第50条第2項及び第3項並びに第51条第2項を除く。）の規定の変更にかかる第2項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(JASDAQ)

第2条 本所は、本所の市場において、多様な業態・成長段階の企業に対し上場による円滑な資金調達の途を開き、もって幅広い産業の育成

に資するとともに，投資者に多様な投資対象を提供することを目的として，当該企業の有価証券に係る上場制度を設ける。

2 前項に定める上場制度に基づき上場する有価証券に係る市場は，ＪＡＳＤＡＱと称する。

（申請による上場）

第3条 有価証券の上場は，当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。この場合における上場申請に係る株券の取扱いについては，本所が定めるところによるものとする。

2 ＪＡＳＤＡＱに上場している株券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの（以下「外国株券」という。）を含む。以下同じ。）の発行者（以下「上場会社」という。）が行う新設合併，株式移転又は新設分割（本所が定めるものに限る。）によって設立される会社（外国会社を含む。以下同じ。）が発行する有価証券については，その設立前（当該上場会社の当該新設合併，株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。）においても上場申請できることとし，当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は，当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に關し必要な事項は，本所が定めるところによるものとする。

3 前2項の規定は，株券のうち法第125条の上場命令に基づき上場する株券については，適用しない。

第2章 有価証券の新規上場

（新規上場申請手続）

第4条 新規上場申請者（本所の市場に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請しようとする場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 商号
 - (2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数
 - (3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券を除く。）の銘柄、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
 - (4) 上場申請に係る有価証券及び新規上場申請者が発行者であるその他の有価証券の発行登録の内容
 - (5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券の公募（一般募集による新株の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容
 - (6) 上場申請に係る有価証券の市場区分
 - (7) 上場申請に係る株券についての指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項
 - (8) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日
- 2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本

所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、取締役会において上場申請を決議したことを証する書面

(2) 新規上場申請者の登記事項証明書

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

(3) 定款の写し

(4) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団及びその経理の状況
その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した直前事業年度(上場申請日の属する事業年度の前事業年度をいう。以下この章において同じ。)に関する「上場申請のための有価証券報告書」及び「JASDAQ上場申請レポート」2部

(5) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者(幹事である金融商品取引業者をいう。)である本所の取引参加者(当該新規上場申請者が内国会社である場合には、取引参加者規程第2条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいい、外国会社である場合には、ジャスダック取引参加者をいう。)(以下「幹事取引参加者」という。)が作成した次のa及びbに掲げる書類

a 本所所定の「推薦書」

b 本所所定の「確認書」

(7) 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の書類

a 有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家

の法律意見書

- b 上場申請に係る有価証券が，当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている場合には，当該外国の金融商品取引所等における上場申請に係る有価証券の流通の状況に関する書面
- c 有価証券上場申請書に記載された代表者が，当該有価証券の上場に關し，正当な権限を有する者であることを証する書面
- d 上場申請に係る有価証券の見本。ただし，当該有価証券の発行に係る準拠法において，当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ，かつ，券面が発行されていない場合には，当該見本の添付を要しないものとする。

(8) 上場申請に係る内国株券（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）について，上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は，新規上場申請者が，上場後において，上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条の3第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

(9) その他本所が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず，第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者は，第1項に規定する有価証券上場申請書には，次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い，当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 第15条第1号，第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

- a 前項第1号から第4号まで，第7号及び第8号に掲げる書類
- b 上場申請に係る株券につき，上場後最初に終了する事業年度の

末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」。

c その他本所が必要と認める書類

(2) 第15条第2号及び第4号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号、第3号及び第7号並びに前号bに掲げる書類

b 上場申請に係る株券が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されることが明らかであることを証する書面

c その他本所が必要と認める書類

4 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会、監査役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあっては、会社法第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2) 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合には、その報告書

- (3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各 1 部
- a 有価証券届出書（法第 5 条第 1 項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第 6 項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。以下同じ。）（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
 - b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
 - d 届出目論見書（届出仮目論見書を含む。）
- (4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し 各 1 部
- a 発行登録書（訂正発行登録書を含む。）及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
 - b 発行登録効力発生通知書
 - c 発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
 - d 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書を含む。）及び発行登録追補目論見書
 - e 発行登録取下届出書

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し 各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、次のaからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

- a 有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）
- c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正四半期報告書を含む。）
- d 臨時報告書（法第24条の5第4項（法において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書（同条第15項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正臨時報告書を含む。）
- e 自己株券買付状況報告書（訂正自己株券買付状況報告書を含

む。)

- f 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。），公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
- g 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）
- h 対質問回答報告書（訂正対質問回答報告書を含む。）
- i 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）
- j 内部統制報告書（法第24条の4の4第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する内部統制報告書（同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正内部統制報告書を含む。）

（6）新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には，当該提出者から送付を受けた書類の写し

- a 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。），公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
- b 対質問回答報告書（訂正対質問回答報告書を含む。）
- c 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）

（7）公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）の写しの送付を受けた場合には，その写し

（8）相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社をいう。）から株式会社への組織変更を行う場合には，本所が必要と認める書類

6 新規上場申請者は，その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各

号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする（本所が定める場合を除く。）。

（1）上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

（2）上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過し9か月を経過していない場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

（3）上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。

以下同じ。)又は監査法人の監査，中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。)にあっては，中間監査を含む。以下同じ。)を受け，それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあっては，中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。ただし，新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には，この限りでない。

- (1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表，連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書，連結株主資本等変動計算書，連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。)又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち，本所が指定するもの
- (2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表，中間損益計算書，中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表，中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書，中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表，四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては，四半期貸借対照表，

四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。) (特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。)をいう。以下同じ。)又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

- 8 新規上場申請者(前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。)は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー(第6項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものと除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書(特定事業会社にあっては、中間監査概要書を含む。以下同じ。)」各1部を提出するものとする。
- 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。
- 10 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 11 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から第9項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した後、当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 12 第2項第6号に規定する推薦書を作成する幹事取引参加者は、事前に申請予定の連絡を行い、新規上場申請者がその発行する有価証券の上場を申請するに当たって、推薦金融商品取引業者としての参考資料(幹事取引参加者が新規上場申請者の推薦に当たり留意した事項、主

な指摘事項又は問題点及び新規上場申請者の対応について記載した書面並びに「事業等のリスク」について検討した内容を記載した書面をいう。)を提出するものとする。

- 13 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、第2項第6号に規定する推薦書を作成する幹事取引参加者に対し、前項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 14 本所は、上場審査のために必要と認めるときには、第7項、第8項又は第9項に規定する書類を作成した公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場申請に係る宣誓書)

第5条 新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。ただし、第11条第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

2 前項に規定する上場審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

(市場区分)

第7条 JASDAQにおいては、一定の事業規模と実績を有し、事業の拡大が見込まれる企業群を対象とした市場区分（以下「スタンダー

ド」という。)及び特色ある技術やビジネスモデルを有し、将来の成長可能性に富んだ企業群を対象とした市場区分(以下「グロース」という。)を設ける。

2 JASDAQに上場する株券は、スタンダード又はグロースに上場するものとする。

(スタンダード上場審査基準)

第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位(1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)又は上場時において見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

b 上場の時までに、株主数(1単位の株式数以上の株式を所有する者の数をいう。以下同じ。)が300人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額(浮動株式数(役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。),監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。)をいう。以下同じ。),新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者、上場株式数の10%以上の株式を所有する株主(明らかに固定的所有でないと認め

られる株式を除く。)及び役員以外の特別利害関係者(開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。以下同じ。)を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この条及び次条において同じ。)に本所が定める価格を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度(新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、直前事業年度。以下連結会計年度については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)の末日における純資産の額が2億円以上であること。

(4) 利益の額

最近1年間の利益の額が、1億円以上であること。ただし、上場日における上場時価総額が50億円以上となる見込みのある場合には問わないものとする。

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の

結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

- c a 及び前 b に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。
- d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものないこと。
 - (a) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
 - (b) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(5)の 2 上場会社監査事務所による監査

「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(6) 株式事務代行機関の設置

株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、

又は当該株式事務代行機関から受諾する旨の内諾を得ていること。
ただし，本所の承認する株式事務代行機関については，この限りで
ない。

(7) 単元株式数

単元株式数が，上場の時に100株となる見込みのあること(国内の
他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会
が指定するグリーンシート銘柄であって，単元株式数が1,000株であ
る場合を除く。)。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りで
ない。

(8) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上
場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし，
特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であ
って，かつ，その内容が本所の市場における売買を阻害しないもの
と認められるときは，この限りでない。

(9) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であるこ
と又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

(10) 上場前の公募又は売出し等に関する規則への適合

上場前の公募又は売出し等に関する規則に適合しない第三者割当
等及び特別利害関係者等の株式等の移動を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず，新規上場申請者が外国会社であって，ス
タンダードへの上場を申請した場合，当該株券の上場審査は，前項第
5号のほか，次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に，次の銘柄の区分に
従い，当該区分に定める株式数又は上場時において見込まれる上

場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと（上場申請に係る株券が、外国の金融商品取引所において上場されている場合を除く。）。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

- (a) 売買単位を1,000株とする銘柄（以下「1,000株単位銘柄」という。）については、100万株
- (b) 売買単位を500株とする銘柄（以下「500株単位銘柄」という。）については、50万株
- (c) 売買単位を100株とする銘柄（以下「100株単位銘柄」という。）については、10万株
- (d) 売買単位を50株とする銘柄（以下「50株単位銘柄」という。）については、5万株
- (e) 売買単位を10株とする銘柄（以下「10株単位銘柄」という。）については、1万株
- (f) 売買単位を1株とする銘柄（以下「1株単位銘柄」という。）については、1,000株

b 上場の時までに、株主数が300人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度の末日における純資産の額が2億円以上であること。

(4) 利益の額

最近1年間における利益の額が、1億円以上であること。ただし、上場日における上場時価総額が50億円以上となる見込みのある場合には問わないものとする。

(5) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。以下同じ。）における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

(6) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(7) 上場前の公募又は売出し等に関する規則への適合

上場前の公募又は売出し等に関する規則に適合しない第三者割当等及び特別利害関係者等の株式等の移動を行っていないこと。

（グロース上場審査基準）

第9条 新規上場申請者がグロースへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、前条第1項第5号から第10号までのほか、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度の末日における純資産の額が正であること。

(2) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位又は上場時において見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、

本所が定める場合は、この限りでない。

b 上場の時までに、株主数が300人以上になる見込みのあること。

(3) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上になる見込みのあること。

2 前項にかかわらず、新規上場申請者が外国会社であって、グロースへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、前条第1項第5号及び前条第2項第5号から第7号まで並びに次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度の末日における純資産の額が正であること。

(2) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、前条第2項第1号aの銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数又は上場時において見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと（上場申請に係る株券が、外国の金融商品取引所において上場されている場合を除く。）。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

b 上場の時までに、株主数が300人以上になる見込みのあること。

(3) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上になる見込みのあること。

(4) 上場前の公募又は売出し等に関する規則への適合

上場前の公募又は売出し等に関する規則に適合しない第三者割当等及び特別利害関係者等の株式等の移動を行っていないこと。

（上場審査）

第10条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合，第8条の規定に適合する株券の上場審査は，新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ（以下「新規上場申請者の企業グループ」という。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（1）企業の存続性

事業活動の存続に支障を来す状況にないこと。

（2）健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立

企業規模に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し，有効に機能していること。

（3）企業行動の信頼性

市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのこと。

（4）企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

（5）その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

2 新規上場申請者がグロースへの上場を申請した場合，前条の規定に適合する株券の上場審査は，新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（1）企業の成長可能性

成長可能性を有していること。

（2）成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立

成長の段階に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し，有効に機能していること。

（3）企業行動の信頼性

市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのこと。

（4）企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

3 前2項の規定は、第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(予備申請)

第11条 株券の上場申請を行おうとする者（第15条の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日から起算して3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第8条又は第9条及び第10条に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第4条第10項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
- 4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。
- 5 前項に規定する予備審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第12条 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる株式をいう。以下同じ。）の割当の方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券等に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象

に配分する方法により行う場合の当該公募，株主割当以外の方法をいう。以下同じ。)による募集株式の割当等については，本所が定める規則によるものとする。

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第13条 株券の上場を申請する新規上場申請者は，本所が当該有価証券の上場を承認した場合には，次の各号に定める書類を提出し，第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (1) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書
- (2) 第4条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」，同条第6項に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第14条 株券(外国株券を除く。)の上場を申請する新規上場申請者は，本所が当該株券の上場を承認した場合には，当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し，当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(再上場の特例)

第15条 次の各号に掲げる場合において，当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社(財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。)又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは，本所が適当と認める場合に

限る。)は、原則として、第8条(第1項中の第6号から第9号まで及び第2項中の第5号及び第6号の規定の適用を除く。), 第9条(第1項中の第8条第1項第6号から第9号まで及び第2項中の第8条第2項第5号及び第6号の規定の適用を除く。)及び第10条の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において第47条第1項第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されると本所が認めた場合」及び同項第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に到来する事業年度の末日等までに株式の分布状況に係る上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券が、その上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)

(2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により第47条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき。

当該合併に係る存続会社

(3) 上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合

当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

(4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社(株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする

外国会社をいう。以下同じ。)への組織変更により第47条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき。

当該外国持株会社

(5) 上場会社が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第47条第1項第13号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。)

当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(上場契約)

第16条 本所が有価証券を上場する場合には、当該上場申請に係る有価証券(上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。)の発行者は、本所所定の上場契約書を提出するものとする。

- 2 前項による上場契約は、当該有価証券の上場日にその効力を生ずるものとする。
- 3 本所は、当該有価証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿に記載する。
- 4 その発行する株券が第47条第1項第19号に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第18条第2項の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

第3章 新株券等の上場及び上場有価証券の変更上場

(新株券等の上場申請手続)

第17条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
 - (2) 上場申請に係る有価証券の募集又は売出しの条件に関する事項
 - (3) 上場申請に係る有価証券の所有者別及び所有数別の分布状況
 - (4) 上場申請に係る有価証券が、第47条第1項第19号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項
- 2 本所は、前項の規定による上場申請は既に上場している有価証券と同一市場区分への上場申請とみなす。

(新株券等の上場)

第18条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類のものである場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場内国会社が有償株主割当により新たに発行する内国株券のうち本所が定めるものは、発行日取引により上場する。
- (2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異なるものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行されたときに上場株券に追加して上場する。
- (3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異

にするものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となったときに、上場株券に追加して上場する。

- (4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行されたときに、上場株券に追加して上場する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により上場申請のあった有価証券が、第47条第1項第19号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。
- 3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。
- 4 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

- 第19条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数等を変更しようとするときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。
- 2 本所は、第17条又は前項の規定に基づく上場申請により当該有価証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

第4章 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第20条 上場有価証券の発行者は、適時開示等規則に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報（以下「会社情報」という。）の適時開示等を行うものとする。

(グロースの上場会社による中期経営計画の策定等)

第21条 グロースの上場会社は、経営計画の進捗状況及びその要因並びに今後の進捗についての見通し及びその前提条件について、本所所定の様式による3か年の経営計画（以下「中期経営計画」という。）を、1事業年度に対して1回以上、次の各号に掲げる事項を遵守し、策定するものとする。

- (1) 記載内容が虚偽でないこと。
 - (2) 記載内容に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
 - (3) 記載内容が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、記載内容が適正性に欠けていないこと。
- 2 グロースの上場会社は、前項の規定により策定した中期経営計画を、本所が定める日までに本所に提出しなければならない。
- 3 グロースの上場会社は、本所に対し提出した中期経営計画の内容に変更が生じた場合に、変更内容を記載した書面を、遅滞なく本所に提出しなければならない。
- 4 グロースの上場会社は、前2項の規定により本所に提出した中期経営計画について、本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(投資者向け説明等)

第22条 グロースの上場会社は、前条第1項の規定により策定した中期

経営計画(前条第3項に定める変更内容を記載した書面を含む。)について、投資者向け説明会の開催又は投資者向け説明会の開催に相当する活動を、本所が定めるところにより、少なくとも1事業年度において1回以上、実施しなければならない。

(第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等に関する取扱い)

第23条 上場会社が行う第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等については、本所が定める規則によるものとする。

第5章 企業行動規範

(企業行動規範)

第24条 上場会社は企業行動規範に関する規則に定めるところにより、適切な企業行動等を行うものとする。

第6章 上場市場の変更

(上場市場の変更)

第25条 競争売買市場に上場する有価証券のJASDAQへの上場市場の変更は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

- 2 上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場の変更申請を行うものとする。
- 3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場の変更申請書」を提出するものとする。

- 4 第4条第2項(第1号,第4号から第7号まで及び第9号に限る。),第7項及び第12項の規定は,前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において,これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と,「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と,「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と,「上場後」とあるのは「上場市場の変更後」と,「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と,「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と,それぞれ読み替えるものとする。
- 5 第4条第10項及び第13項の規定は,上場市場の変更審査について準用する。
- 6 上場市場変更申請者は,上場市場の変更の申請を行う時に,本所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場市場の変更審査料等)

- 第26条 上場市場変更申請者は,本所が定める金額の上場市場の変更審査料を,本所が定める日までに支払うものとする。
- 2 前項に規定する変更審査料のほか,本所が特に必要と認める調査等に係る費用を,本所が定める日までに支払うものとする。

(上場市場の変更審査)

- 第27条 株券の上場市場の変更審査は,第8条から第10条(第8条第1項第5号の2及び第7号を除く。)までを準用するものとする。この場合において,これら規定中「上場申請日の直前連結会計年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前連結会計年度の末日(市場変更申請日がその直前連結会計年度の末日から起算して1か月以内である場合には,当該直前連結会計年度の前連結会計年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と,「上場申請日の属する事業年度の

初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の審査により上場市場の変更申請に係る株券の上場市場の変更を適當と認めた場合には、本所は、当該発行者が発行者であるすべての上場有価証券につき上場市場の変更を行う。
- 3 本所は、前項の規定により上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

（上場市場の変更予備申請）

第27条の2 上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、上場市場の変更を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請（以下「市場変更の予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により市場変更の予備申請が行われた場合には、本所は、前条第1項の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第4条第10項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。
- 4 市場変更の予備申請を行う者は、本所が定める金額の市場変更の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

（申請によらない上場市場の変更）

第28条 前3条の規定にかかわらず、本所は、必要と認めた場合には、

上場有価証券の上場市場の変更を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第7章 上場市場区分の変更

(上場市場区分の変更)

第29条 上場有価証券のグロースからスタンダード又はスタンダードからグロースへの上場市場区分の変更は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。この場合において、グロースからスタンダード又はスタンダードからグロースの上場市場区分の変更を申請する者（以下「上場市場区分変更申請者」という。）が、本所が定める場合に該当するときには、上場市場区分の変更申請を受理しない。

- 2 上場市場区分変更申請者は、当該上場市場区分変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場区分の変更申請を行うものとする。
- 3 上場市場区分変更申請者は、本所所定の「上場市場区分の変更申請書」を提出するものとする。
- 4 第4条第2項（第1号、第4号から第7号まで及び第9号に限る。）、第7項及び第12項の規定は、前項に規定する「上場市場区分の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場区分の変更申請書」と、「上場申請」とあるのは「上場市場区分の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場区分変更申請者」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場区分の変更」と読み替えるものとする。
- 5 第4条第10項及び第13項の規定は、上場市場区分の変更審査について準用する。

6 上場市場区分変更申請者は、グロースからスタンダード又はスタンダードからグロースへの上場市場区分の変更の申請を行う時に、本所定の上場市場区分の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場市場区分の変更審査料等)

第30条 上場市場区分変更申請者は、本所が定める金額の上場市場区分の変更審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

2 前項に規定する変更審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

(上場市場区分の変更審査)

第31条 第29条の規定に係る上場市場区分の変更審査は、第8条から第10条までの規定（第8条第1項第6号から第9号まで、第2項第5号及び第6号、第10条第1項第3号から第5号並びに第2項第3号から第5号を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場市場区分変更申請者」と、「上場審査」とあるのは「上場市場区分の変更審査」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場区分の変更申請日」と、「上場日」とあるのは「上場市場区分の変更日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場区分の変更申請」と、「上場の時」とあるのは「上場市場区分の変更の時」と、「上場申請日の直前連結会計年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前連結会計年度の末日（市場変更申請日がその直前連結会計年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前連結会計年度の前連結会計年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更区分申請日の属する事業年度の初日（市場変更区分申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の審査により上場市場区分の変更に係る株券の上場市場区分の変更を適當と認めた場合には、本所は、当該発行者が発行するすべての上場有価証券につき上場市場区分の変更を行う。
- 3 第27条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「上場市場」とあるのは「上場市場区分」と読み替える。

(上場市場区分の変更の予備申請)

第31条の2 上場市場区分の変更の申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、上場市場区分の変更を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場区分の変更予備申請書」及び上場市場区分の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場区分の変更申請の予備的申請（以下「市場区分変更の予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により市場区分変更の予備申請が行われた場合には、本所は、前条第1項の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第4条第10項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。
- 4 市場区分変更の予備申請を行う者は、本所が定める金額の市場区分変更の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

(申請によらない上場市場区分の変更)

第32条 前3条の規定にかかわらず、本所は、必要と認めた場合には、上場有価証券の上場市場区分の変更を行うことができる。

- 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「上場市場」とあるのは「上場市場区分」と読み替える。

(新株券等の市場区分)

第33条 新株券又は新株予約権証券は、当該新株券又は新株予約権証券を発行する当該上場会社の既に上場されている株券の市場区分と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第2項の適用を受けて上場した株券（第47条第1項第19号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）は、当該株券と引換えに上場廃止となつた株券の市場区分と同一とする。

第8章 略式審査

(重複上場申請手続き)

第34条 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場に上場する株券の発行者である場合（以下、当該新規上場申請者を「重複上場申請者」という。）は、第4条の規定にかかわらず新規上場申請手続の一部を省略することとする。

- 2 重複上場申請者は、第4条第1項に規定する有価証券上場申請書を提出するものとする。
- 3 第4条第2項（第1号、第4号から第7号まで及び第9号に限る。）、第7項及び第12項の規定は、前項に規定する有価証券上場申請書に添付する書類について準用する。
- 4 第4条第10項及び第13項の規定は、第1項の申請に係る審査について準用する。
- 5 重複上場申請者は、当該申請を行う時に、第5条に規定する上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(重複上場審査料等)

第35条 重複上場申請者は、本所が定める金額の重複上場審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

2 前項に規定する重複上場審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

第9章 措置等

(適時開示等に係る改善報告書の提出)

第36条 本所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

(1) 上場会社が、適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

(2) 上場会社が、企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

(3) グロースの上場会社が、第21条（第4項を除く。）又は第22条の規定に違反したと本所が認める場合

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場会社は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書（第2項の規定により、その内容が明らかに不十分と認められた改善報告書を除く。）を公衆の縦覧に供するものとする。

(改善状況報告書等の提出)

第37条 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社に対して、当該改善報告書の提出から5年が経過するまでの間、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 上場会社は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善状況報告書の提出を行わなければならない。
- 4 本所は、上場会社が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を本所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 6 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該発行者に対して改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、本所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。
 - (2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると本所が認める場合

(3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。

7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

第38条 本所は、上場会社が適時開示等規則第3章の規定に基づく書類の提出を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対してその経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 第36条第2項及び第3項の規定は、前項の報告書について準用する。

(第三者割当の確約等に係る改善報告書の提出)

第39条 本所は、上場会社が第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第2条の規定に基づく確約及び同規則第3条の規定に基づく書面の提出等を適正に行わなかった場合には、当該上場会社に対して、その経過及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、上場会社が前項の規定により同項の報告書を本所に提出した場合において本所が必要かつ適当であると認めるときは、当該報告書を公衆の縦覧に供することができる。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第40条 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときには、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第47条第1項第10号、第12号、第13号又は第20号に該

当するおそれがあると本所が認めた後，当該各号に該当しないと本所が認めた場合

- (2) 第36条第3項(第37条第7項において準用する場合を含む。)の規定により改善報告書を提出した上場会社において，改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合
- 2 前項の規定により，特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は，当該指定から1年を経過するごとに，内部管理体制の状況等について記載した書面(以下「内部管理体制確認書」という。)の提出を速やかに行わなければならない。
- 3 本所は，前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には，その指定の解除を行う。
- 4 第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社は，当該上場会社の内部管理体制等に關し本所が必要と認めて照会を行った場合には，直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

(開示注意銘柄の指定及び指定解除)

第41条 本所は，上場会社が適時開示等規則第2章の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において，当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは，上場会社が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には，本所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。

- 2 本所は，当該上場会社により当該事実が開示された場合又は本所が第36条第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は，その指定の解除を行う。この場合には，本所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

(適時開示等に係る公表措置等)

第42条 本所は、次の各号に掲げる場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表すること(以下「公表措置」という。)ができる。この場合において、上場外国会社に対する適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

- (1) 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合
 - (2) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合
 - (3) グロースの上場会社が、第21条(第4項を除く。)又は第22条の規定に違反したと本所が認める場合
- 2 上場会社が、過去5年以内に公表措置を受けている場合において、再度、前項に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うこと(以下「警告措置」という。)ができる。
- 3 上場会社が、過去5年以内に警告措置を受けている場合において、再度、第1項に該当する場合には、前2項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うことができる。

(監視区分の指定及び指定解除)

第43条 本所は、上場有価証券が次の各号に該当した場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場有価証券の監視区分の指定を行うことができる。

- (1) 第40条に規定する特設注意市場銘柄に指定されている場合
- (2) 第47条第1項第1号から第5号まで、第9号又は同条第2項第2号若しくは同条第3項又は第4項の上場廃止基準に規定する猶予期間入り銘柄及び第47条第1項第7号後段に規定する1か月間に該当

する銘柄である場合

- (3) 第42条第2項及び第3項に規定する警告措置を受けている場合
(当該警告措置を受ける直前に公表措置又は警告措置を受けた日から5年を経過した場合を除く。)
- (4) 第41条に規定する開示注意銘柄に指定されている場合

2 本所は、上場有価証券が前項各号の事実に該当しないこととなった場合には、監視区分の指定の解除を行うことができる。

(その他の公表措置等)

第44条 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条並びに適時開示等規則第20条の3第1項の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条、第335条、第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

(再上場時の引継ぎ)

第45条 上場会社が、第15条の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対するこの章の規定の適用については、当該上場会社を同項の規定の適用に伴い、上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

第10章 上場有価証券の上場廃止

(上場廃止申請)

第46条 上場有価証券の発行者が、その上場廃止を申請しようとするときは、本所所定の有価証券上場廃止申請書を提出するものとする。

(上場廃止基準)

第47条 上場銘柄がスタンダードに上場している銘柄である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行つた公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が500単位未満である場合において、1か年内に500単位以上とならないとき。

b 上場会社の事業年度の末日において、株主数が150人未満である場合において、1か年内に150人以上とならないとき。

(2) 浮動株時価総額

上場会社の事業年度の末日に、浮動株時価総額が2億5千万円未満である場合において、1か年内に2億5千万円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこ

の基準によることが適当でないと認めたときは、本所がその都度定めるところによる。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4) 株価

上場会社の発行する株券の価格が10円未満である場合において、3か月以内に10円以上とならないとき。

(5) 業績

最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならないとき。

(6) 銀行取引の停止

上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しく

は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(8) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(9) 実質的存続性の喪失（不適当な合併等）

次のaからcまでに掲げる場合において、当該aからcまでのいずれかに該当すると本所が認めた場合

a 上場会社が非上場会社（競争売買市場に上場する株券の発行者を除く。以下この号において同じ。）の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為（以下このaにおいて「吸収合併等」という。）を行った場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社（吸収合併等の前においては、当事者である非上場会社として本所が認める者をいう。）が3か年以内に上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

b 会社が第15条（第2号及び第4号を除く。）の規定の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）

当該会社について第15条第1号、第3号又は第5号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社（同条第1号、第3号又は第5号に該当する前においては、審査対象である非上場会社として本所が認める者をいう。）が3か年以内に上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

c 上場会社の支配株主（適時開示等規則第2条第1項第2号gに

規定する支配株主をいう。以下同じ。)若しくはその他の主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)のうち当該上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合(変更後の支配株主が上場会社である場合を除く。)又は非上場会社により上場会社が子会社化(他の会社の子会社になることをいう。)された場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

(10) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当(適時開示等規則第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。)により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき。

(11) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等(公認会計士又は監査法人に相当する者による法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。)に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。))を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(12) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合
- b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において，公認会計士等によって，監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下この b において同じ。）が，四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあっては，「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合

(13) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合，第 5 条，第25条第 6 項，第29条第 6 項若しくは第34条第 5 項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(14) 株式事務代行機関への委託

上場会社（第 8 条第 1 項第 6 号ただし書に該当する上場会社を除く。）が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(15) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし，特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって，かつ，その内容が本所の市場における売買を阻害しないと認められるときは，この限りでない。

(16) 完全子会社化

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社と

なる場合

(17) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(18) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されると本所が認めた場合

(19) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2 前項にかかわらず、上場銘柄がスタンダードに上場する外国株券である場合には、前項第2号から第20号（第3号ただし書、第14号、第15号及び第17号を除く。）までのいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

次のa又はbに該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

a 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄については、当該金融商品取引所における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。

b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったと本所が認めたとき。

(2) 株式の分布状況

次のa又はbに該当する場合

a 上場外国会社の事業年度の末日の浮動株式数が次の銘柄の区分に従い，当該区分に定める株式数に満たない場合において，1か年以内に当該株式数以上とならないとき。

- (a) 1,000株単位銘柄については，50万株
- (b) 500株単位銘柄については，250,000株
- (c) 100株単位銘柄については，50,000株
- (d) 50株単位銘柄については，25,000株
- (e) 10株単位銘柄については，5,000株
- (f) 1株単位銘柄については，500株

b 事業年度の末日の株主数が150人未満である場合において，1か年以内に150人以上とならないとき。

(3) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

(4) 株式の譲渡制限

上場外国会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし，株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって，かつ，その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは，この限りでない。

3 上場銘柄がグロースに上場している銘柄である場合には，第1項各号のいずれかに該当する場合のほか，次の利益計上に係る規定に該当する場合に，その上場を廃止するものとする。

上場会社の上場申請連結会計年度（上場会社がJASDAQへの上場に係る上場申請を行った日の属する連結会計年度をいう。（連結財務諸表提出会社でない場合にあっては上場申請事業年度とする。））の営業利益の額が負であり，かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合において，1か年以内に営業利益の額が

負でなくならないとき。

4 前項にかかわらず，上場銘柄がグロースに上場する外国株券である場合には，第1項第2号から第20号（第3号ただし書，第14号，第15号及び第17号を除く。）までのいずれか又は第2項第1号から第4号までのいずれか若しくは前項に規定する利益計上に係る基準に該当する場合に，その上場を廃止するものとする。

（監理銘柄及び整理銘柄の指定）

第48条 上場株券が上場廃止となるおそれがある場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場株券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場株券の上場廃止が決定された場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場株券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については，監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

（審査の時期）

第49条 第47条第1項第1号から第5号まで（第2項，第3項及び第4項による場合を含む。），同条第2項第2号（第4項による場合を含む。）及び同条第3項（第4項による場合を含む。）については，次の各号に掲げる規定の区分に従い，当該各号に定める資料又は時価総額等管理原簿に基づいて審査を行う。

（1）第47条第1項第2号及び第4号の規定

時価総額等管理原簿

（2）第47条第1項第1号及び同条第2項第2号の規定

事業年度の末日等現在の資料

（3）第47条第1項第3号及び第5号若しくは同条第3項の規定

事業年度の末日現在の資料

- 2 前項の規定にかかわらず、第47条第1項第1号a若しくはb(第3項による場合を含む。)又は同条第2項第2号a若しくはb(第4項による場合を含む。)の規定に定める期間内における各号については、本所が定めるところにより、前項第2号に定める日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第50条 本所は、第47条第1項第7号後段に定める本所が適當と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

- 2 上場会社は前項の規定に基づく審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、上場会社が第1項の規定に基づく審査を申請する際に、再建計画(第47条第1項第7号後段に規定する「本所が適當と認める再建計画」をいう。第55条第3項において同じ。)の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。
- 4 本所は、第1項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 5 第1項の申請が行われなかった場合は、第47条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

(実質的存続性の喪失(不適当な合併等)の審査に係る申請等)

第51条 本所は、第47条第1項第9号に定める上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社か

らの申請に基づき行うものとする。この場合において，当該申請は，本所が定めるところによるものとする。

- 2 上場会社は，前項の規定に基づき，第47条第1項第9号に定める上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査を申請するときは，本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。
- 3 本所は，第1項に規定する審査のため必要と認めるときには，上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 4 第1項の申請が行われなかつた場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は，第47条第1項第9号に該当したものとみなす。
- 5 上場会社が，第1項の規定に基づき，申請を行う場合は，当該上場会社は，幹事取引参加者の作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。
- 6 上場会社が，第15条の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対する前各項及び第47条第1項第9号（外国株券である場合を含む。）の規定の適用については，当該上場会社を同条の規定の適用に伴い，上場廃止となつた会社と同一のものとみなして，これを取り扱うものとする。ただし，本所が適当でないと認める場合は，この限りでない。

（上場廃止日の取扱い）

第52条 上場銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは，本所が定めるところによる。

（原簿のまつ消）

第53条 本所が上場有価証券の上場を廃止するときは，その上場廃止日

に上場有価証券原簿の記載事項をまつ消する。

第11章 上場有価証券の売買の停止及び停止解除

(売買停止及び停止解除)

第54条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

第12章 上場手数料及び年賦課金等

(上場手数料及び年賦課金等)

第55条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、別表に定める上場手数料、年賦課金及びT D n e t 利用料（以下「上場手数料等」という。）を納入するものとする。

2 前項に規定する上場手数料等のほか、本所は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める上場管理料を請求することができるものとする。

(1) 上場有価証券の発行者が監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a ((j)の2を除く。)に規定する監理銘柄（審査中）に指定された場合

100万円

(2) 特設注意市場銘柄に指定された銘柄の発行者が、第40条第2項の規定に基づき内部管理体制確認書を提出した場合

100万円

(3) 上場有価証券の発行者が第37条第1項に規定する改善状況報告書を提出した場合

50万円

3 前2項の規定にかかわらず，上場会社が第50条第3項の規定に基づく審査を申請する際に，第50条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には，再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において，上場手数料，年賦課金及び上場管理料を免除するものとする。

第13章 雜 則

（日本語又は英語による書類の提出等）

第56条 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については，原則として，次に掲げるところによるものとする。

- (1) 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については，日本語による。
 - (2) 前号の規定にかかわらず，新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が外国法人である場合は，本所が指定する書類等を除き，英語によることができる。
- 2 前項に規定する本所への提出書類等の記載事項のうち，金額に関する事項については，原則として，本国通貨及び本邦通貨（本所が指定する外国為替相場により換算する。）により表示するものとする。

（法令に基づく電磁的記録等の取扱い）

第57条 法令に基づき電磁的記録が作成されている場合においては，原則として，新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出（法令に基づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以下この条において同じ。）について，当該電磁的記録

又は当該電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面の提出によりこれを行うものとする。

2 前項の規定に基づく電磁的記録又は電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面を提出した場合の本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、法令に基づき作成された電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、電磁的記録に記録されている情報を当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第58条 第18条第2項の適用を受けて上場した株券（第47条第1項第19号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）に係る市場区分変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

(有価証券の上場に関する必要事項の決定)

第59条 本所は、この規程に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(スタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第60条 第3条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規

定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定によりスタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者は、第4条第1項から第9項まで及び第5条に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定によるスタンダードへの上場申請にあっては、第13条第1号に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。

4 第1項の規定によりスタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者についての第8条第1項の規定の適用については、同項第5号d中及び第8号中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

5 第1項の規定によりスタンダードへの上場申請を行う新規上場申請者についての第8条第2項における「前項第5号」の規定の適用については、第8条第1項第5号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

（グロースへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第61条 第3条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各

号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定によりグロースへ上場申請を行う新規上場申請者は、第4条第1項から第9項まで及び第5条に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定によるグロースへの上場申請にあっては、第13条第1号に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。

4 第1項の規定によりグロースへの上場申請を行う新規上場申請者についての第9条第1項における「前条第1項第5号から第10号まで」の規定の適用については、第8条第1項第5号d及び第8号中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

5 第1項の規定によりグロースへの上場申請を行う新規上場申請者についての第9条第2項における「前条第1項第5号及び前条第2項第5号から第7号まで」の規定の適用については、第8条第1項第5号d及び第9条第2項第6号中「上場申請に係る株券」とあるのは「新

規上場申請者が発行する株券」とする。

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第62条 第25条第1項の規定にかかわらず、競争売買市場に上場する有価証券は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場市場の変更申請を行うことができるものとする。この場合における上場市場の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定によりJASDAQへの上場市場の変更申請を行う上場会社についての第25条第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場有価証券」とする。

3 第1項の規定によりJASDAQへの上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第25条第3項、第4項及び第6項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定によりJASDAQへの上場市場の変更申請を行う上場会社についての第27条第1項における「第8条から第10条まで」の

規定の適用については、第8条第1項第5号d及び同項第8号並びに第9条第2項第6号中「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場の変更申請者が発行する株券」とする。

(上場市場区分の変更申請を行う上場会社が市場区分変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第63条 第29条第1項の規定にかかわらず、上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場市場区分の変更申請を行うことができるものとする。この場合における上場市場区分の変更申請手続その他の規定の適用に關し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場市場区分の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場区分の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により上場市場区分の変更申請を行う上場会社についての第29条第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場区分変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場区分の変更申請に係るすべての上場有価証券」とする。

3 第1項の規定により上場市場区分の変更申請を行う場合にあっては、第29条第3項、第4項及び第6項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定により上場市場区分の変更申請を行う上場会社につい

ての第31条第1項における「第8条から第10条まで」の規定の適用については、第8条第1項第5号d及び第9条第2項第6号中「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場区分の変更申請者が発行する株券」とする。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。

2 改正後の第4条第2項の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に新規上場申請を行う者から適用する。

3 改正後の第8条第5号の2の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。ただし、施行日以前から法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けている新規上場申請者が、次の各号に掲げる財務諸表等について当該監査、中間監査又は四半期レビューを受けている場合にはこの限りでない。

(1) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した事業年度及び連結会計年度の財務諸表等

(2) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した中間会計期間及び中間連結会計期間の中間財務諸表等

(3) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等

付 則

この規程は、平成23年10月7日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項第7号及び第44条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(注1) 改正前の第8条第1項第7号の規定は、次のとおり。

(7) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(注2) 改正前の第44条第1項の規定は、次のとおり。

第44条 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公示することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項第1号、第9条第2項第2号、第60条及び第61条の規定は、この規程施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。
- 3 改正後の第27条、第27条の2及び第62条の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う上場市場変更申請者の審査から適用する。
- 4 改正後の第31条、第31条の2及び第63条の規定は、施行日以後に上場市場区分の変更申請を行う上場市場区分変更申請者の審査から適用する。

付 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。